

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉大津市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定している。また、追跡調査のためのコンピュータ使用記録を保存している。

評価実施機関名

大阪府泉大津市長

公表日

令和7年11月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法、泉大津市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険に加入する被保険者の資格管理、医療給付の支給、保険料の賦課徴収等の国民健康保険に係る事務を行う。 本市は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・国民健康保険の資格管理に関連する事務 ・国民健康保険の給付に関連する事務 ・国民健康保険の保険料賦課に関連する事務 ・国民健康保険の徴収に関連する事務 ・オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向けの中間サーバー等へ被保険者異動情報の提供事務、オンライン資格確認等システムで管理する被保険者資格情報を利用するための医療保険者等向け中間サーバーなどでの資格履歴情報の管理業務 ・公金受取口座情報の利用
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー、 中間サーバー、滞納整理支援システム 医療保険者等向け中間サーバー等 国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。） * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付情報ファイル、国民健康保険保険料賦課情報ファイル、国民健康保険料収納情報ファイル、住民記録ファイル、宛名情報ファイル、滞納者管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の44の項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div>＜選択肢＞</div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	(資格・給付事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69の項、70の項、71の項、及び情報提供者が市町村長となる国民健康保険の資格・給付関係情報各項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	泉大津市 保険福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	泉大津市総務部総務課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL0725-33-1131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	泉大津市保険福祉部保険年金課 大阪府泉大津市東雲町9番12号 TEL0725-33-1131
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<div> <div></div> <div>基礎項目評価書</div> <div></div> </div>		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <div>[] 委託しない</div>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） <div>[] 提供・移転しない</div>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <div>[] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）</div>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<div> <div></div> <div>十分である</div> <div></div> </div>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、手作業が介在する際には、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	国民健康保険システムへのアクセス時におけるユーザIDによる識別とパスワードおよび指紋による認証を行うとともに、外部ネットワークと遮断された庁内ネットワークを用いてシステムを運用しているため、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月9日	I－1－②事務の概要	国民健康保険法、地方税法、泉大津市国民健康保険条例、泉大津市国民健康保険料条例に	国民健康保険法、地方税法、泉大津市国民健康保険条例、泉大津市国民健康保険料条例に	事後	
令和2年11月9日	I－1－③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー、	国民健康保険システム、収納管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー、	事後	
令和2年11月9日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務	事後	
令和2年11月9日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第7号及び別表第二	事後	
令和4年3月15日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二	・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和4年3月15日	I－5－①部署	泉大津市 健康福祉部 保険年金課	泉大津市 保険福祉部 保険年金課	事後	
令和4年3月15日	I－8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	泉大津市健康福祉部保険年金課 大阪府泉大津市東雲町9番12号	泉大津市保険福祉部保険年金課 大阪府泉大津市東雲町9番12号	事後	
令和4年11月1日	I－4－②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和5年12月21日	I－1－②事務の概要	国民健康保険法、地方税法、泉大津市国民健康保険条例、泉大津市国民健康保険料条例に	国民健康保険法、地方税法、泉大津市国民健康保険条例に基づき、国民健康保険に加入す	事後	
令和5年12月21日	I－1－③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー、	国民健康保険システム、収納管理システム 団体内統合利用番号連携サーバー、	事後	
令和5年12月21日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二	事後	
令和7年9月29日	I－3.法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務	番号法第9条第1項 別表の44の項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第	事後	法改正による
令和7年9月29日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二	(資格・給付事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の	事後	法改正による
令和7年9月29日	II－1.いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月29日	II－2.いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年9月29日	IV－8.人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月29日	IV－11.最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による